第４次秋田県男女共同参画推進計画

平成２８年３月

秋　田　県

男女共同参画社会の実現に向けて

人口減少や少子高齢化が急速に進行している本県において、地域の活力を維持し向上させていくためには、全ての個人が性別に関わりなく、お互いを尊重し、協力し合いながら、個性と能力を十分に発揮できる社会を構築していくことが重要であります。

県では、これまで３次にわたり「男女共同参画推進計画」を策定し、男女が共に生き生きと活躍できる社会の構築に向け、各種施策を展開してきましたが、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割分担意識の解消や、男女が共に働きやすい職場づくりに取り組む事業所の拡大等は図られてきているものの、女性管理職の登用をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画などの取組はあまり進んでおりません。

こうした状況や、平成２７年８月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を踏まえ、女性の社会参画のより一層の促進等を図るため、このたび、平成２８年度から３２年度までの５年間を計画期間とする「第４次秋田県男女共同参画推進計画」を、同法に基づく女性活躍推進計画と一体的に策定しました。

この計画では、女性が活躍できる環境の整備に向け、事業主による行動計画の策定等を支援し、多様な働き方の提供や男性の家事･育児･介護等への参画、ワーク・ライフ・バランスの確保などの取組を促進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動や子どもの頃からの意識の醸成、県内３か所の男女共同参画センターを拠点とした、地域における取組の推進などの施策を、総合的かつ効果的に進めることとしております。

男女共同参画社会を実現するためには、県はもとより、市町村、民間団体、県民の皆様一人ひとりがその必要性を理解し、それぞれが職場・地域・家庭で主体的に行動していくことが大切であり、今後とも、関係者の一層の理解促進を図りながら、男女共同参画の着実な前進に向け官民一体となって取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました秋田県男女共同参画審議会委員や県民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成２８年３月

秋田県知事　佐 竹 敬 久

目　次

第１章　第４次秋田県男女共同参画推進計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２　第３次計画の指標と達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第３　第３次計画策定後の状況の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第４　男女共同参画社会実現に向けての課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第５　計画の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第６　計画の性格と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第２章　第４次秋田県男女共同参画推進計画の体系と施策の方向・・・・・・・・・・・・ 7

第１　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第２　推進の柱と施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

推進の柱１　あらゆる分野における女性の活躍推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

施策の方向　（１）女性の職業生活における活躍を推進するための支援 ・・・・・・・・ 8
（２）仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備 ・・・・・・・・・ 9
（３）あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・ 10
（４）政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・・・・・・・・・・・・・・ 11

推進の柱２　男女が認めあい思いやる関係の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

施策の方向　（１）男女の人権の尊重 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（２）女性に対するあらゆる暴力の根絶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（３）生涯を通じた男女の健康づくりへの支援 ・・・・・・・・・・・・・・ 14

推進の柱３　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化 ・・・・・・・・・・・・・・ 16

施策の方向　（１）地域における団体や個人の実践活動への支援・・・・・・・・・・・ 16
（２）市町村への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（３）男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの充実･強化 ・・ 17

第３　計画の指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第３章　推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第１　計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第２　計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

参考資料 ・・・ 23
○秋田県男女共同参画推進条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
○男女共同参画に関する国内外の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
○第３次秋田県男女共同参画推進計画の数値目標の達成状況 ・・・・・・・・・・・・・ 33
○関連する県の計画等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第１章　第４次秋田県男女共同参画推進計画の策定に当たって

第１　計画策定の趣旨

県では、平成３年３月に「秋田県女性行政推進計画 あきた女と男のハーモニープラン」を策定するなど、男女共同参画の推進に取り組んできていましたが、平成１１年６月に施行された男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）第１４条第１項に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて総合的・長期的に講ずべき施策についての基本的な計画として、平成１３年４月に「秋田県男女共同参画推進計画」（第１次計画）を策定しました。その後、平成１４年３月に「秋田県男女共同参画推進条例」が制定され、平成１８年９月に第２次計画を策定し、平成２３年３月には第３次計画を策定し男女共同参画の推進に取り組んできました。

一方、平成２７年９月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」という。）第６条第１項の規定により、都道府県は、区域内の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとされました。

これを受けて、県の男女共同参画の推進に関する第４次計画（平成２８年度～３２年度）については、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画と一体的に策定することとします。

【用語解説】

●男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、公布、施行されました。（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

この男女共同参画社会の定義は、男女共同参画社会基本法や秋田県男女共同参画推進条例で定められています。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、同法により平成28年4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課されました。平成 27年9月4日法律第64号として、公布、施行され、施行から10年間の時限立法となっています。

第２　第３次計画の指標と達成状況

第３次計画は、「多様な考え方・生き方・働き方を活かした元気あふれる社会へ」との基本目標の下、３２の指標で進行を管理してきました。平成２６年度時点で達成したのは、男女イキイキ職場宣言事業所数（達成率１０４．３％）など９指標、未達成の項目は、県の委員会・審議会等への女性委員の参画率（同７２．０％）など２０指標となっています。

なお、男女賃金格差など３指標は目標値を設定していません。

推進の柱	達成	未達成	その他
1　男女が認めあい思いやる関係を築いていこう	1	2	1
2　政策・方針は男女が共に決めていこう	2	7	1
3　仕事も家事も男女が共に取り組んでいこう	5	9	1
4　男女共同参画は県民自ら進めていこう	1	2	0

【用語解説】

●男女イキイキ職場
男女が共に個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりの取組について県と協定を結んだ事業所のことで、平成 17 年度から募集を始め、平成 28 年 1 月末の事業所数は 280 となっています。

分野別の主な指標の状況は次のとおりです。（詳細は３１～３２ページ）

（１）男女が認めあい思いやる関係を築いていこう

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、平成２４年度秋田県男女の意識と生活実態調査で「反対の割合」が５９．０％と初めて半数を超え、平成２７年度県民意識調査でも５９．６％となるなど、県民の固定的な性別役割分担意識は大きく変わってきていることがうかがえます。

【データ】「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否の推移

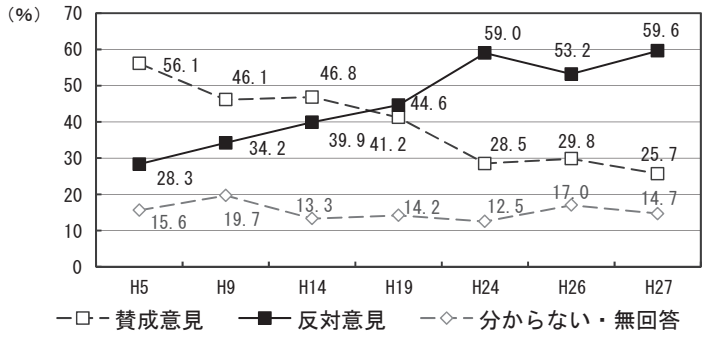

平成２４年度に行った秋田県男女の意識と生活実態調査で、「男は仕事、女は家庭」という考え方への反対意見（反対・どちらかといえば反対）が初めて半数を超えました。

資料出所：県男女共同参画課

【用語解説】

●固定的な性別役割分担意識
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。
「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

（２）政策・方針は男女が共に決めていこう

児童生徒が男女共同参画についてどのような意識を持っているかを推し量る指標である、「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合（教育課程編成状況等調査）等は順調に伸びてきています。

県職員の管理職に占める女性の割合は低迷しているほか、市町村の管理職に占める女

性の割合や県及び市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率も伸び悩んでいる状況にあります。

【データ】県の委員会・審議会等への女性委員の参画率の推移

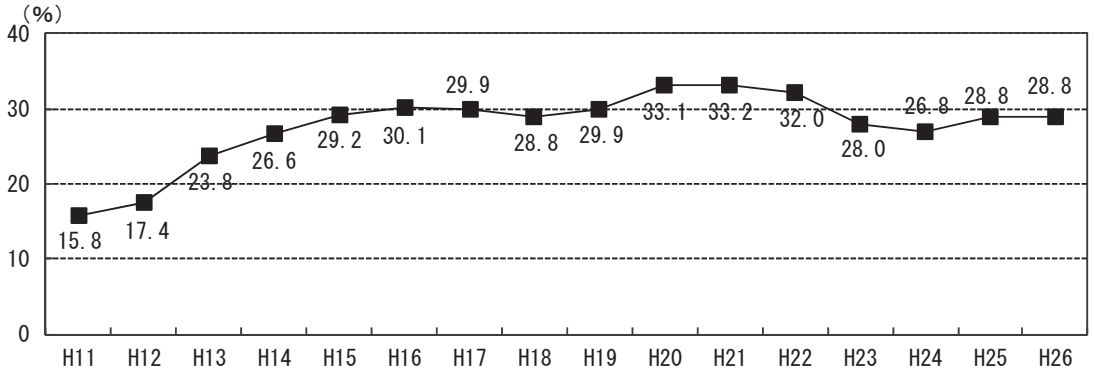

資料出所：県男女共同参画課

（３）仕事も家事も男女が共に取り組んでいこう

両立支援に積極的な企業等への専門アドバイザー派遣による支援により、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定件数は順調に増えています。また、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくり等に取り組む事業所と県が協定を結ぶ「男女イキイキ職場宣言事業所」の数も順調に増えているなど、ワーク・ライフ・バランスが浸透してきていることがうかがえるものの、男性の育児休業取得率は低い水準にあります。

農林水産業分野においては、女性の起業による販売額がほぼ目標値を維持しているほか、家族経営協定締結数も順調に伸びており、女性の参画が拡大してきています。

生涯を通じた男女の健康づくりへの支援においては、乳がん・子宮がん検診の受診率が伸び悩んでいます。

【データ】男女イキイキ職場宣言事業所数の推移

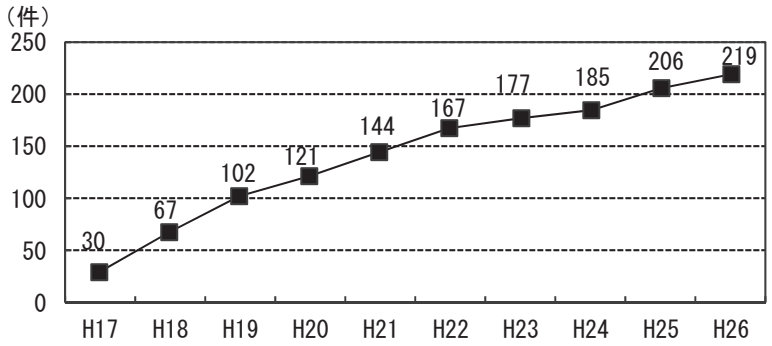

資料出所：県男女共同参画課

【用語解説】

●ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。

少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにするほか、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、多様な人材を活かした競争力の強化、従業員の意欲向上や業務効率化による生産性の向上など、企業経営でもメリットがあるとされています。

（４）男女共同参画は県民主体で進めていこう

市町村計画については、平成２６年度までに全市町村が策定したほか、過去１年間に仕事以外の社会活動などに参加した人の割合と男女共同参画センターの利用登録団体数も順調に伸びてきています。

【用語解説】

●男女共同参画センター

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置している県の施設です。

第３　第３次計画策定後の状況の変化

第３次計画策定時からこれまでの間に、次のような社会状況等の変化がありました。

（１）現計画を策定した平成２２年と、平成２６年の秋田県における総人口と年齢３区分別人口割合を比較すると、人口減少と少子高齢化が急速に進んでいることが見て取れます。

	県総人口	年少人口割合 （0～14 歳）	生産年齢人口割合 （15～64 歳）	老年人口割合 （65 歳以上）
平成２２年１０月	1,０８６,５７１人	１１．５％	５８．９％	２９．５％
平成２６年１０月	1,０３６,８６１人 （－４９,７１０人）	１０．８％ （－0.7 ﾎﾟｲﾝﾄ）	５６．５％ （－2.4 ﾎﾟｲﾝﾄ）	３２．６％ （＋3.1 ﾎﾟｲﾝﾄ）

（２）平成２６年４月にスタートした「第２期ふるさと秋田元気創造プラン」では、重点戦略の１つである「人口減少社会における地域力創造戦略」において、地域活動への女性の参画拡大に向け、様々な分野で活躍できるよう支援することとしています。

（３）平成２６年４月に施行した秋田県中小企業振興条例に関する「秋田を支える中小企業の振興に関する指針」では、女性社員の基幹業務への配置や意思決定過程への参画、女性のスキルアップやネットワークの拡充に向けた支援を行うこととしています。

（４）平成２７年１０月にスタートした「あきた未来総合戦略」では、１５の重点プロジェクト（新たな視点で進める施策・事業）の１つとして「女性と若者の活躍推進」を掲げ、女性が活躍できる環境づくりの促進や女性のライフステージに対応した支援等に取り組むこととしています。

（５）平成２７年９月に施行された「女性活躍推進法」では、国や地方公共団体（都道府県、

市町村）、労働者数３０１人以上の事業主には、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務づけられ、法律が全面施行される平成２８年４月１日までに策定することが求められています。また３００人以下の事業主は、計画策定が努力義務とされています。

さらに、地方公共団体は、国の基本方針等を勘案して、当該区域内の女性の職業生活における活躍についての推進計画（女性活躍推進計画）を定めるよう努めることとされました。

第４　男女共同参画社会の実現に向けての課題

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

この実現に向け、これまでの取組や社会状況等の変化を踏まえ、次のとおり取り組んでいくこととします。

（１）あらゆる分野における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が急速に進む本県においては、県の活力を維持・向上させるため、社会のあらゆる分野において女性が活躍できる環境を整備していかなければなりません。

そのため、性別に関わらず働きやすい職場づくりや、ライフステージの変化に関わらず働き続けられる多様な働き方の実現等の取組により、女性が出産・育児・介護等により就業を中断することなく継続して働き続けられるようにするとともに、女性人材の育成や登用を進め、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大することにより、一方の性別に偏らない多様な考え方が取り入れられる社会を実現していくことが必要です。

（２）男女が認めあい思いやる関係の構築

憲法では、国民の基本的人権の保障、個人の尊厳、両性の平等をうたっています。

また、女子差別撤廃条約においても、女性に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものとしています。

性による差別を撤廃し、人間としての尊厳と男女の実質的平等を確保することは、全ての人々の人権の確保へとつながるものです。

男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、また、身体的性差を理解し合い、相手に対して思いやりを持ちながら、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していく必要があります。

（３）男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

男女共同参画社会の実現には、身近な暮らしや仕事の場である地域に根差した取組が重要です。このため、県、市町村、男女共同参画センター、市民活動団体、企業等の地域における多様な主体が連携・協働し、多様な年齢層の男女が参画して男女共同参画を推進する必要があります。

第５　計画の目標

この計画では、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、互いに責任を分かち合いながら、職業生活や家庭生活、地域活動などあらゆる場面において活躍でき、仕事と生活の調和が取れた男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指す趣旨から、基本目標とそれを推進する３つの柱を次のとおりとします。

○基本目標

「男女が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の構築」

○推進の柱

①あらゆる分野における女性の活躍推進
②男女が認めあい思いやる関係の構築
③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

第６　計画の性格と期間

（１）計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法及び秋田県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、県が総合的かつ中・長期的に取り組む基本的な計画である「第４次秋田県男女共同参画推進計画」と、女性活躍推進法に基づく「秋田県女性活躍推進計画」を一体的に策定したものです。

（２）計画の期間

この計画の期間は、平成２８年度から３２年度までの５年間とします。

第２章　第４次秋田県男女共同参画推進計画の体系と施策の方向

第１　計画の体系

推進の柱	施策の方向	基本施策
１　あらゆる分野における女性の活躍推進 （秋田県女性活躍推進計画）	（１）女性の職業生活における活躍を推進するための支援	①企業等の取組の促進
		②希望に応じた多様な働き方の支援
	（２）仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	①男性の家事・育児・介護等への参画促進
		②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
		③ハラスメントのない職場の実現
	（３）あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大	①農業分野における参画拡大
		②女性の参画が少ない産業分野での参画拡大
		③起業による参画拡大
		④地域に根差した組織における参画拡大
	（４）政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①教育等を通じた女性の人材育成
		②女性を積極的に活用するための情報の収集・提供
		③県及び市町村の委員会・審議会等への参画拡大
		④県の女性職員の職域拡大及び管理職への登用
		⑤市町村の女性職員の職域拡大及び管理職への登用の促進
		⑥企業、教育・研究機関、各種団体等における女性の参画促進
２　男女が認めあい思いやる関係の構築	（１）男女の人権の尊重	①固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発活動の推進
		②男女平等教育等の推進
	（２）女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対する暴力の根絶
		②ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応
	（３）生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	①生涯を通じた健康維持と増進
		②発達段階に応じた学習機会の確保
		③母性保護と母子保健の充実
		④貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
		⑤介護の環境・体制の整備と予防の推進
		⑥高齢者の生活自立の維持・促進
		⑦高齢者の活躍促進
３　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	（１）地域における団体や個人の実践活動への支援	①男女共同参画の視点に立ったNPO活動等への支援
		②国際的視野を持った活動への支援
		③地域において推進役となる人材の養成
		④地域活動における女性の活躍促進
	（２）市町村への支援	①市町村男女共同参画計画の策定の促進
		②市町村女性活躍推進計画の策定の促進
		③市町村の推進体制の充実
	（３）男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの充実・強化	①地域に根差した男女共同参画センターの確立
		②地域ネットワークの充実・強化

第２　推進の柱と施策の方向

推進の柱１　あらゆる分野における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる本県において、県の活力を維持・向上させていくためには、性別や年齢にかかわらず、県民が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくっていくことが大切です。

しかし、本県の女性の有業率（１５～６４歳）は６６．３％（全国１４位）と全国上位にあるものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は８．６％（全国４４位）と低迷しており、女性が意欲と能力に応じて活躍できる環境が整っているとはいえません。

こうしたことから、女性が個性と能力を十分発揮できる環境の整備に向け、多様な働き方や男性の家事・育児・介護等への参画、ワーク・ライフ・バランスの確保などの取組を促進するため、女性活躍推進法に基づく事業主による行動計画の策定等を国と共に支援していきます。

また、経済団体、労働団体、行政等で構成される「あきた女性の活躍推進会議」が共通認識のもと一体となって、女性の活躍推進に向けた機運の醸成を図るとともに、企業等における取組を促進していきます。

さらに、社会のあらゆる分野において男女の公平性を保ち、一方の性別に偏らない多様な考え方を取り入れて社会を活性化していくため、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大する取組を進め、女性が活躍する豊かで活力ある社会の実現を目指します。

施策の方向（１）　女性の職業生活における活躍を推進するための支援

女性の活躍を推進していくためには、事業主が女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定などに積極的かつ主体的に取り組むことが不可欠です。

女性活躍推進法では、労働者数３０１人以上の事業主に対して、女性の活躍推進に関する一般事業主行動計画の策定が義務づけられ、３００人以下の事業主に対しては努力義務とされました。この一般事業主行動計画においては、女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率その他の現状を把握分析し、定量的な目標等を定め、これを公表することが求められています。

本県においては、９９％以上を労働者数３００人以下の企業等が占めていることから、これらの事業主による行動計画の策定等の取組を国と共に支援し、全ての職場において女性の活躍が推進されることを目指します。

【基本施策】

①企業等の取組の促進

労働者数３００人以下の企業等に対して、訪問等により助言を行い、女性の活躍推進に関する一般事業主行動計画の策定等を促進するとともに、優れた取組を行う事業主の顕彰や入札参加資格審査における評点の付与、各種メディアを活用した好事例の発信などを行うことにより、女性の活躍推進に向けた事業主の取組を促進します。

また、企業等における女性の活躍推進等に関する情報や、仕事と生活の両立支援制度等の情報は、女性の求職者が就職先を検討する上で重要であることから、自社のウェブサイト等での積極的な情報の公表を促進します。

②希望に応じた多様な働き方の支援

女性が希望に応じて多様かつ柔軟な働き方を選択し、十分に能力を発揮できるよう、非正規雇用者の処遇改善や正規雇用への転換に向けた周知・啓発活動、女性のキャリアアップや再就職、起業に向けた支援を行うとともに、女性のネットワークづくりやロールモデルの普及促進を図ります。

また、男女が共に社会の一員として役割を果たすとともに、それぞれの個性と能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにするためには、学校教育において、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力が培われることが重要であることから、キャリア教育の充実を図ります。

施策の方向（２）　仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備

仕事と生活の両立支援制度の導入は進んできているものの、「平成２７年版男女共同参画白書」によると、就業していた女性の約６割が第１子出産後に離職しています。また、厚生労働省の「平成２５年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究」によると、末子妊娠、出産に伴い離職した理由として、勤務時間が制約されることや勤務先の両立支援制度が不十分だったことを挙げる人が多くなっています。

働きたい女性が、仕事と家事・育児・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働を前提とする働き方等の男性中心型労働慣行の見直しや、男性の家事・育児・介護等への参画、ワーク・ライフ・バランスの確保などの取組を促進していきます。

【基本施策】

①男性の家事・育児・介護等への参画促進

女性が職業生活において活躍するためには、男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画が重要であることから、男性中心型労働慣行等の見直しを促進し、家事・育児・介護等を積極的に行う男性ロールモデルの提示や好事例の普及等を図ることにより、男性が家庭生活に主体的に参画しやすい社会の実現を図ります。

また、社会全体の働き方や意識を改革するためには、企業の経営者や管理職の意識を変えることにより、職場風土の改革や環境の整備を促進することが最も重要であることから、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発を図ります。

②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

働きたい女性が仕事と家事・育児・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、認定こども園の普及拡大に努め、就学前の教育・保育の質の向上や待機児童の解消を図るとともに、小学生の放課後の居場所である放課後児童クラブの整備、病児・病後児保育等の特別保育や幼稚園における預かり保育、高齢者等の介護サービスの充実など、社会の子育て・介護環境の整備を進めます。

また、男女が共にライフステージに応じて職業生活と家庭生活を両立することができるよう、長時間労働の是正やフレックスタイム制の導入、年次有給休暇の取得の促進などワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業の拡大を図るとともに、商工団体等との連

携により企業への働きかけや支援を強化します。

③ハラスメントのない職場の実現

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女が共に仕事と生活を両立しにくい職場の雰囲気や、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とした不利益取扱い（マタニティハラスメント）の背景となるなど、男性を中心とした労働慣行の大きな要因となっており、職業生活における女性の活躍の妨げとなっています。

このため、社会全体はもとより、職場においても固定的な性別役割分担意識を改革するため、企業経営者や管理職の意識改革を進めます。また、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントが起こらないよう、様々な機会を捉えて男女雇用機会均等法等について周知し、企業等において法令に沿った措置が実施されるよう啓発を行います。

さらに、男性の育児休業等の取得促進の一方で、その取得等を理由とする不利益扱いが懸念されることから、こうしたハラスメントの防止対策に関する啓発も行います。

【用語解説】

●セクシュアルハラスメント

他の者の意に反する性的言動によって、他の者を不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑などを与えることです。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動（いわゆるジェンダーハラスメント）も含みます。また、特定の相手に向けられた言動だけでなく、不特定の者に向けられた言動も含みます。

●マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントで、日本労働組合総連合会（連合）は、働く女性を悩ませる「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ３大ハラスメントとして位置づけています。

施策の方向（３）　あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大

女性は農業や地域の活性化において重要な役割を果たしていることを踏まえ、その能力が一層発揮されるよう支援するとともに、女性の参画の少ない分野における環境整備を促進するなど、あらゆる分野への女性の参画拡大を促進していきます。

【基本施策】

①農業分野における参画拡大

本県の基幹産業である農業分野では、高齢化と新規就農者の減少により担い手不足が深刻です。このため、女性の参画をさらに拡大するとともに、その取組を支援し、加工やサービス業との融合を進めるなど、本県農業経営の強化を目指します。

また、農業経営への参画促進と家族経営における女性の地位や役割の明確化を図るため、家族経営協定の締結と活用の促進を図ります。

【用語解説】

●家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていきます。

②女性の参画が少ない産業分野での参画拡大

建設業や運輸業等の女性の参画が少ない分野においては、働きやすい職場環境の整備を促進するとともに、そうした分野で活躍している女性の事例紹介等を行い、参画を促進します。

③起業による参画拡大

あらゆる産業分野における女性の起業によって、本県産業の新たな可能性と活力の増大につながることが期待されます。

女性が様々な分野で意欲的に起業しその経営が継続できるよう、研修会や情報交換会等の開催など、起業支援機関等との連携による支援を行います。

④地域に根差した組織における参画拡大

ＰＴＡ、自治会や町内会など、地域に根差した組織において、年齢や性別等により役割を固定化することなく、多様な年齢層の男女が共に参画するよう促すとともに、地域で元気創出等に取り組む女性団体等への支援や地域で活躍する女性の事例紹介等を行い、地域における女性の活躍を推進します。

また、防災分野においても女性の視点を取り入れることは重要であり、市町村地域防災計画への反映を実効あるものにするため、市町村防災会議委員への女性の登用を推進するとともに、地域防災における課題を男女共同参画の視点から検証し、現場レベルにおける固定的性別役割分担の見直しを含む災害時の対応の構築や実践活動を促進します。

さらに、きめ細かな活動と消防団の活性化を進めるため、女性消防団員の入団の促進を図ります。

施策の方向（４）　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

本県においては、共働き世帯が６割を超えるなど女性の社会進出が進んでいますが、政策や企業・団体等の方針の決定は、未だ大部分が男性主導で行われているのが現状です。

そのため、女性人材の育成や登用を進めることにより、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大し、政策や方針を男女が共に決める社会を目指します。

【基本施策】

①教育等を通じた女性の人材育成

教育・学習の場においては、性別を問わず職業選択においてあらゆる可能性があることや、女性として、政治、行政、企業、研究機関その他の専門分野や指導的地位に就く生き方・働き方があることを伝えていきます。

また、家庭の場においても、男女共同参画や女性の社会進出を後押しするような教育の機会を持たせるとともに、女性が政策・方針決定の場へ参画できる能力を高めることができるよう、男女共同参画センター等が主催するセミナーなどの学習機会を提供します。

②女性を積極的に活用するための情報の収集・提供

企業、各種団体、市町村等と連携し、幅広い分野における女性の人材情報を収集するとともに、その人材の積極的な活用に向けて、政策形成等に女性の参画を求める機関への適切な

情報提供に努めます。

③県及び市町村の委員会・審議会等への参画拡大

県は、女性委員のいない審議会等を解消するとともに、女性委員の割合を最終的に５０％に引き上げることを目指しながら、当面は４０％を目標とし、積極的な登用を推進します。

また、市町村における審議会等への女性委員の参画を促進するため、目標を設定して取り組むよう働きかけていきます。

④県の女性職員の職域拡大及び管理職への登用

女性職員の班長職への登用や企画業務等への配置等を通じて、マネジメント能力や政策形成能力の向上に努めます。

また、女性職員を対象としたキャリアアップ研修等の充実により、県政の様々な分野で活躍できる職員を計画的に育成し、登用率の目標を設定の上、積極的に管理職へ登用します。

⑤市町村の女性職員の職域拡大及び管理職への登用の促進

市町村においても、女性職員の職域の拡大や計画的な育成等を行い、登用率の目標を設定の上、積極的な管理職への登用が行われるよう働きかけます。

⑥企業、教育・研究機関、各種団体等における女性の参画促進

企業、教育・研究機関、各種団体等においては、個別の事情を踏まえた独自の目標を設定の上、計画的な採用・育成やワーク・ライフ・バランスの確保などの取組を実施して、女性の登用を進めるよう働きかけます。

推進の柱２　男女が認めあい思いやる関係の構築

「男は仕事、女は家庭」という考え方への反対意見の割合が６割に迫るなど、県民の意識は変わってきていますが、未だ性差による偏見や格差は存在しています。

また、ＤＶなどの男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

このため、固定的な性別役割分担意識等の解消や、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図り、男女が認めあい思いやる社会の構築を目指します。

さらに、男女が互いの性差に応じた健康上の課題について理解を深めつつ、生涯にわたり健康を維持できるよう支援するほか、高齢化が進行する中で、高齢者の生きがいづくり等の促進や介護体制の充実を図ります。

【用語解説】

●ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）
一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

施策の方向（１）　男女の人権の尊重

男女が平等で、お互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進めるため、固定的な性別役

割分担意識等の解消に向けた啓発や人権教育等の充実に努めます。

【基本施策】

①固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発活動の推進

性別に関わらず、人がどう生きるかは、個人がその考え方や能力に合わせて決定すべきものであり、「男なら」「女なら」こうあるべきという社会的に形成された枠組みで制限されることは、男女共同参画社会の実現にとって大きな妨げとなります。

「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識は、平成２４年度の調査において、「反対の割合」が５９．０％と調査開始以来初めて半数を超え、平成２７年度の調査では５９．６％と、県民の意識は大きく変わってきています。

（平成２４年度は「秋田県男女の意識と生活実態調査」、平成２７年度は「県民意識調査」）

こうした意識をさらに高めて、男女が対等なパートナーシップを実現していくため、マスメディア等を活用した啓発活動を引き続き実施します。

②男女平等教育等の推進

男女が共に自立して個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女平等の理解を促していくことが重要です。

そのため、家庭や学校において、性別を理由とする差別の解消や男女の本質的平等、また、「男だから」「女だから」という偏見や決めつけをもたせない教育を推進します。

併せて、性同一性障害など性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場において児童生徒の心情をしっかり受け止めたきめ細やかな対応を行います。

【用語解説】

●性同一性障害

性同一性障害とは、心の性別と身体の性別に不一致を感じ、生活に不都合を抱えている状態についての疾患名です。

施策の方向（２）　女性に対するあらゆる暴力の根絶

男女間の暴力は、身体的暴行、心理的攻撃や性的強要まで多岐に渡っており、男性が女性から受ける暴力も軽視することはできませんが、暴行・傷害等により検挙された事例では、女性が被害者となるケースが９割以上と圧倒的に多く、女性に対する暴力の根絶が大きな課題となっています。

この解決のため、暴力を容認しない社会的認識を徹底するとともに、発生防止と被害者支援の両面から取組を進めます。

【基本施策】

①女性に対する暴力の根絶

（発生の防止）

性犯罪や性暴力をはじめとしたあらゆる暴力は、身体的な苦痛のみならず、生涯にわたって深い精神的ダメージを残すなど、被害者の人権を著しく侵害する行為であることから、関係機関相互の連携により、関係法令の周知や適正な運用を図り、発生の防止に努めます。

（被害者の支援）

関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等に対しての相談体制の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減とその健康回復を図るため、被害直後から総合的な支援を提供できる取組を進めることなどにより、再び平穏な生活を営むことができるよう「途切れることのない支援」を行います。

（メディアにおける暴力等の扱い）

女性や子どもを対象とした性・暴力表現を扱った出版物等については、男女共同参画社会の形成や青少年の健全育成のため、販売元等に自主的な取組を求めます。さらに、児童ポルノ等、低年齢者の人権を将来にわたって著しく侵害する有害情報がインターネットを介して氾濫するなど新しい問題も生じており、子どもの携帯電話やインターネット環境のフィルタリングの周知を徹底するなど、被害の防止に努めます。

②ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）への対応

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間における暴力は、家庭などの閉鎖された空間に潜在化しがちで、被害者が相手から逃げるなど自分の身を守るための正常な判断ができないほど気力を奪い、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があります。このため、ＤＶ防止キャンペーンなどで啓発を図り、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるとともに、関係機関との連携による相談体制を強化し、被害者に対する保護と自立を支援する取組を充実させます。

また、大学生や高校生など未婚の若年層においても、交際相手からの暴力が問題となることから、自分と相手を大切にする気持ちや交際相手との暴力を伴わないコミュニケーションの仕方等を高校の授業で扱うなど、性別に関わらず被害者にも加害者にもならない予防教育を充実させます。

さらに、加害者対策の推進については、国や関係団体等の加害者更生プログラム等の取組について情報収集に努めながら、加害者からの相談体制のあり方を検討していきます。

施策の方向（３）　生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

仕事や家庭生活、そして高齢期において充実した人生を送るための基礎となるのが健康です。

特に女性は、妊娠・出産等、生涯を通じて男性とは異なる健康上の課題があるため、そうした点に配慮した女性の心身の健康づくりを進める必要があります。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点から、女性が自らの心と身体の健康管理を行い、妊娠・出産に関して自ら主体的に判断できるよう、的確な情報の提供に努めます。

さらに、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会づくりや、社会での活躍促進を図ります。

【基本施策】

①生涯を通じた健康維持と増進

生涯を通じた健康増進対策の充実のため、心の悩みも含めて安心して相談できる体制づく

りの推進、女性の健康を総合的に診ることができる性差医療の取組、性差に応じたがん検診の促進などに取り組みます。

②発達段階に応じた学習機会の確保

性と生殖に関して、男女共に正確な知識を持ち、自ら判断して健康管理を行うことができ、また、自分自身を大切にし相手の心身の健康についても思いやりを持って行動できるよう、学校での性教育など、発達の段階に応じた学習機会の確保を推進します。

③母性保護と母子保健の充実

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、周産期医療対策の推進や妊産婦・乳幼児に対する健康診査、保健指導の充実、不妊に悩む人への様々な支援など総合的な母子保健対策の推進に努めます。

④貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が安心して暮らせるよう、男女の均等な機会と公正な待遇の確保や女性の就業継続・再就職支援に向けた取組とともに、ひとり親家庭等の親子が自立して安定した生活ができる環境づくりを進めます。

⑤介護の環境・体制の整備と予防の推進

介護の環境・体制を整備して家庭での介護負担を軽減するとともに、高齢者にとって安心感のある社会の形成を目指します。

また、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するとともに、健康長寿に対する意識を広く県民に啓発し、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するための取組を進めます。

⑥高齢者の生活自立の維持・促進

介護の負担を軽減し、社会全体を活力あるものにするには、高齢者が自立して元気に生活を続けられることが理想です。

しかし、高齢者においては、死別等により一人暮らしとなった場合、男性は孤立したり身の回りの家事ができなくなり、他方、女性は家事以外の社会生活が難しくなるなど、日常生活に著しく困難をきたすケースが見受けられます。

高齢期においてもいきいきとした生活を続けるためには、地域における支え合いのもとで、男性も女性も家族や地域の一員として、それぞれができることについて力を出し合う関係を築いていく必要があり、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会づくりを目指します。

⑦高齢者の活躍促進

高齢者が他の世代と共に、社会の重要な一員として活躍できるよう、その知識・経験等を活かした社会参加等を促進します。

推進の柱３　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

地域は、家庭と共に県民にとって最も身近な暮らしの場であり、地域の実情に応じた取組の推進は、男女共同参画社会の実現を図る上での重要な鍵となります。

そのため、県北・中央・県南の県内３か所に設置されている男女共同参画センターを拠点として、人材の育成や団体等の活動支援を行うとともに、地域内の連携を図るためのネットワークを強化し、県民が主体となって男女共同参画を推進することができる社会を目指します。

施策の方向（１）　地域における団体や個人の実践活動への支援

地域における団体やあきたＦ・Ｆ推進員等の実践活動を通して、地域レベルでの男女共同参画を推進します。

【基本施策】

①男女共同参画の視点に立ったＮＰＯ活動等への支援

ＮＰＯ法人・民間団体・企業・市町村等による地域活動において、地域の課題解決等にあたり男女共同参画の視点が活かされるよう支援します。

また、多様な主体がこうした視点を活かして「地域協働」を進めることにより、男女共同参画の取組が社会全体に波及していくことを目指します。

②国際的視野を持った活動への支援

男女共同参画の推進には、国際規範の遵守や海外の取組の評価など、世界の中における日本という意識を持った取組が必要であり、国際社会における男女共同参画の状況を踏まえ、国際的な視野を持った活動を支援します。

③地域において推進役となる人材の養成

あきたＦ・Ｆ推進員の資質の向上と全市町村への配置に取り組むとともに、地域の中での積極的な活用を図り、単に意識啓発だけでなく、県民それぞれの生活において、例えば、洗濯をする、買い物をする、また、町内会活動に参加するなどといった日常の行動様式のあり方自体を、実践的な男女共同参画スタイルに変えていく機運を高めていきます。

④地域活動における女性の活躍促進

地域の活力を向上させるため、地域で元気創出に取り組む女性団体等の活動を支援するとともに、地域で活躍している女性の事例紹介等を行い、地域活動における女性の活躍を促進します。

【用語解説】

●ＮＰＯ(Non-Profit Organization)
医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的にしない市民の自発的な意志により活動する団体（民間非営利活動団体）のことです。

●あきたＦ・Ｆ推進員
地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成 13 年度からの年次計画で養成している推進員のことで、平成 27 年度時点で 84 名が活躍しています。

Ｆ・Ｆとは、フィフティ・フィフティ（Fifty-Fifty）の頭文字を取ったもので、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画し合うという意味を込めています。

施策の方向（２）　市町村への支援

男女共同参画の推進に関する現状は市町村によって一様ではありません。

このため、地域住民の男女共同参画意識の向上に向け、住民一丸となった取組が展開されるよう、住民に密接に関わる存在である市町村に対する支援を進めていきます。

【基本施策】

①市町村男女共同参画計画の策定の促進

地域に密接に関わる市町村が、男女共同参画社会の実現のための施策や方向性を明らかにし、地域住民と共に具体的に進めていくことは、地域における男女共同参画推進の大きな力となります。

このため、市町村男女共同参画計画の計画期間が終了する市町村において、確実に次期計画が策定されるよう支援するとともに、計画に基づく施策の推進に協力します。

②市町村女性活躍推進計画の策定の促進

女性の職業生活における活躍を推進していくため、各市町村においても、地域の特性を踏まえて、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を策定するよう働きかけます。

③市町村の推進体制の充実

地域住民が男女共同参画に関する地域課題を相談できるよう、市町村における担当窓口を明確にするとともに、担当職員の研修等について支援します。

また、市町村によるあきたＦ・Ｆ推進員の積極的な活用を促し、地域レベルでの男女共同参画を推進します。

施策の方向（３）　男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの充実・強化

県民が男女共同参画を進める上で、情報の提供や研修により推進役となる人材を育成するとともに、活動団体相互の交流を深め活動を支援する拠点として、男女共同参画センターの役割は重要です。

県内３か所に設置している男女共同参画センターを核としてこれまで構築してきたネットワークをさらに強化し、地域に根差した男女共同参画の推進母体となることを目指します。

【基本施策】

①地域に根差した男女共同参画センターの確立

地域における男女共同参画推進の拠点として、地域の実情やニーズを踏まえた取組を展開することにより、幅広い年齢層の男女が利用しやすい地域に根差した男女共同参画センターを目指します。

また、県民の性別に起因した生き方や差別、ＤＶなどに関する様々な悩みに対しては、ハーモニー相談室（中央男女共同参画センター内）や苦情調整員制度、配偶者暴力相談支援セ

ンターなどの相談体制により解決を図っていきます。

②地域ネットワークの充実・強化

県内３か所の男女共同参画センターを核としてこれまで構築してきた地域ネットワークの強化を図り、あきたＦ・Ｆ推進員、各種団体、市町村等の連携により、地域における男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進します。

【用語解説】

●ハーモニー相談室

中央男女共同参画センター内に設置してある相談室で、配偶者からの暴力相談等をはじめ、生き方、夫婦・親子関係、からだや性など様々な問題について不安や悩みを抱えている方のために、相談員による電話相談・面接相談を実施しています。

●苦情調整員

配偶者間等の暴力行為や性的嫌がらせなど、男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは知事に対して苦情処理の申立ができることになっており、その際、必要に応じて、関係者の協力を得た上で調査､指導や助言を行う役割を担う人です｡弁護士２名と医師１名が苦情調整員となっています。

●配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、都道府県や市町村に設置されている、相談や関係機関との連絡調整などの業務を行う機関のことです。県では、女性相談所、県北・山本・中央・県南の福祉事務所、中央男女共同参画センター内のハーモニー相談室の６か所があります。

第３　計画の指標

推進の柱及び施策の方向	施策目標	単位	H26実績値	H32目標値
推進の柱１　あらゆる分野における女性の活躍推進				
（１）　女性の職業生活における活躍を推進するための支援	女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数	事業所	0	250
	男女賃金格差	%	74.3	参考値
（２）　仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数（従業員100人以下の企業）	件	647	H31 772
	男性の育児休業取得率	%	3.4	7.0
	男女イキイキ職場宣言事業所数	事業所	219	550
	認定こども園数	か所	37	68
	放課後児童クラブの設置率	%	75.2	86.0
	子育て世代包括支援センター設置数	か所	0	13
	ファミリー・サポート・センターの提供会員登録数	人	1,177	1,395
	年次有給休暇取得率	%	46.0	参考値
（３）　あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大	家族経営協定締結数	戸	675	825
	女性の農業士認定者数	人	226	238
	農林水産業における女性起業（販売額500万円以上の直売組織）１組織あたりの販売額	千円	5,714	6,000
	建設業における女性労働者の割合	%	13.3	20.0
（４）　政策・方針決定過程への女性の参画拡大	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	28.8	40.0
	県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	3.9	10.0
	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	15.2	20.0
	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	23.4	30.0
	市町村の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	11.7	20.0
	女性の農業委員割合	%	7.8	10.0
	女性の総代比率５％達成ＪＡ数	ＪＡ	11	13
	事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合	%	5.2	参考値
推進の柱２　男女が認めあい思いやる関係の構築				
（１）　男女の人権の尊重	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	53.2	61.8
	男女共同参画副読本の活用率	%	77.7	85.0
	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	92.3	92.5
	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	72.3	72.5
（２）　女性に対するあらゆる暴力の根絶	ＤＶ予防教育の実施校数	校	36	42
（３）　生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	乳がん検診受診率	%	22.6	H29 50.0
	子宮がん検診受診率	%	22.7	H29 50.0
	不妊とこころの相談センター相談者数	人	108	135
	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合（７０歳以上）	%	41.6	54.9
推進の柱３　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化				
（１）　地域における団体や個人の実践活動への支援	地域課題解決のための協働実践件数	件	0	H31 40
（２）　市町村への支援	市町村計画策定率	%	100	100
	市町村女性活躍推進計画策定率	%	0	100
（３）　男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの強化	男女共同参画センターの利用者の数	人	77,290	85,800

第３章　推進体制

本計画を具体的に推進していくため、県の各部局や各機関が一体となって取組を進めるとともに、国、市町村、経済団体、企業、ＮＰＯ等の各種団体、県民等との密接な連携を図り、関係施策を総合的に推進します。

第１　計画の推進体制

（１）庁内推進体制

庁内においては、「秋田県女性の活躍推進本部」により、各部局が共通認識を持ち、連携、調整を図りながら、女性の活躍その他の男女共同参画に関する取組を一層推進します。

（２）市町村との連携・協働

地域の実情に応じた男女共同参画行政が推進されるよう、市町村との連携・協働を図ります。

（３）ＮＰＯ等各種団体との連携・協働

県内３か所に設置している男女共同参画センターを通じて、男女共同参画を推進する活動を行っている団体・グループの活動を支援します。

また、情報提供等を通じた活動支援や、交流機会の提供などによりネットワークづくりを促進します。

（４）経済団体等との連携

女性活躍推進法に基づく協議会として設置した「あきた女性の活躍推進会議」により、経済団体等と行政とが共通認識のもと一体となって、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、活躍できる環境づくりを促進するとともに、地域の実情に応じた取組について協議を行います。

（５）男女共同参画に関する相談・苦情の適切な処理

中央男女共同参画センターに設置しているハーモニー相談室や、県庁・地域振興局の各担当課において、男女共同参画に関する相談や苦情に対して適切に対応します。

第２　計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、本県における男女共同参画及び女性の活躍の現状や問題点について把握し、この計画の定期的な進行管理を行います。

（１）実績等の把握及び公表

県は、毎年、条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び実績を把握し、公表します。

（２）計画の変更

県は、計画期間中であっても計画内容について必要な検討を行い、緊急な課題や新たな取組が必要になった場合は、条例に基づき「男女共同参画審議会」の意見を聴き、この計画を変更するとともに、変更後の内容を公表します。

【用語解説】

●秋田県女性の活躍推進本部

庁内の各部局が共通認識を持ち、連携、調整を図りながら、女性の活躍その他の男女共同参画に関する取組を一層推進することを目的に、平成２７年１０月８日に設置しました。

●あきた女性の活躍推進会議

経済団体等と行政とが共通認識のもと一体となって、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境づくりを促進することを目的に、平成２７年５月２１日に設置しました。

参 考 資 料

○秋田県男女共同参画推進条例

（平成十四年三月二十九日秋田県条例第十八号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本的施策（第七条―第十五条）
第三章　性別による人権侵害の禁止（第十六条）
第四章　苦情の処理（第十七条・第十八条）
第五章　秋田県男女共同参画審議会（第十九条―第二十三条）
附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本指針）

第三条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

一　男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。

二　男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

三　男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

四　家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭

生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

五　男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六　国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七　県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

（県の責務）

第四条　県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条　県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第二章　基本的施策

（基本計画）

第七条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

４　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市町村に対する協力）

第八条　県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

（県民等に対する支援）

第九条　県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十条　県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（男女間の暴力の防止に関する取組）

第十一条　県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（教育の充実等）

第十二条　県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第十三条　県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。
２　男女共同参画推進月間は、毎年六月とする。
（調査研究等）
第十四条　県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。
（年次報告）
第十五条　知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第三章　性別による人権侵害の禁止

（性別による人権侵害の禁止）
第十六条　何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。
２　何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第四章　苦情の処理

（苦情の処理）
第十七条　県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。
２　知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。
３　知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。
４　苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。
第十八条　県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。
２　知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。
３　知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第五章　秋田県男女共同参画審議会

（審議会の設置及び所掌事務）
第十九条　第七条第三項及び第十八条第二項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。
（組織及び委員の任期）
第二十条　審議会は、委員十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
（会長）
第二十一条　審議会に、会長を置く。
２　会長は、委員の互選によって定める。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（会議）
第二十二条　審議会は、会長が招集する。
２　会長は、審議会の議長となる。
３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委任規定）
第二十三条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
（経過措置）
２　男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第七条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）
３　特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表中「交通安全対策会議の委員及び専門委員」を
「交通安全対策会議の委員及び専門委員
男女共同参画審議会の委員」

○男女共同参画に関する国内外の動き

年	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1975年 (昭和50年)	○ 国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ○ 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択	○ 総理府に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置 ○ 総理府に婦人問題担当室を設置	
1976年 (昭和51年)	○ 国連婦人の10年(～1985年(昭和60年)) ○ ILO事務局に婦人労働問題担当室新設	○ 民法の一部改正 離婚後の婚氏続称制度の新設	
1977年 (昭和52年)		○ 国内行動計画策定 ○ 国立婦人教育会館オープン	
1979年 (昭和54年)	○ 第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択		○ 民生部青少年課に婦人対策担当設置
1980年 (昭和55年)	○「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)女子差別撤廃条約の署名式「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○ 民法及び家事審判法の一部改正 配偶者の法定相続分を1/3から1/2へ	○ 婦人問題懇話会設置 ○ 婦人の意識調査実施 ○ 秋田県婦人問題懇話会提言 「婦人の地位向上と社会参加を進めるために」
1981年 (昭和56年)	○ 第67回ILO総会(ジュネーブ)で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均衡待遇に関する条約(156号)」を採択	○ 国内行動計画後期重点目標策定(婦人問題企画推進本部)	○ 民生部青少年課を生活環境部青少年婦人課に改称 ○ 秋田県婦人生活記録史の編纂に着手 ○ 第一次県内行動計画策定 「秋田の未来をひらく婦人のための県内行動計画」 ○ 婦人問題中央会議(ハーモニーネット代表者会議)開催
1982年 (昭和57年)			○ 婦人行政推進連絡会議(男女共同参画政策推進連絡会議)開催
1984年 (昭和59年)		○ 国籍法の一部改正(S60施行) 子の戸籍を父系血統主義から父母両系主義へ ○ 第1回日本女性会議開催(名古屋市)	
1985年 (昭和60年)	○「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 NGOフォーラム開催	○「男女雇用機会均等法」成立(S61施行) ○ 労働基準法一部改正(S61施行) 女子の休日・深夜労働等の禁止条項を緩和 ○「女子差別撤廃条約」批准	○ 全県婦人のつどい開催 ○ 秋田県婦人生活記録史刊行 ○ 秋田県婦人問題懇話会より提言「21世紀へのかけ橋ー新しい男女共同社会をめざしてー」
1986年 (昭和61年)		○ 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ○ (財)女性職業財団発足(H5～21世紀職業財団)	○ 第二次行動計画策定「新しい男女共同社会をめざす婦人のための県内行動計画」
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(婦人問題企画推進本部)	○ 婦人の意識と生活実態調査実施
1988年 (昭和63年)			○ あきた男女フォーラム開催(～H4)
1989年 (平成元年)		○ 学習指導要領の改訂 高等学校家庭科の男女必修 ○「法例の一部を改正する法律」公布(施行はH2) ○ 婚姻、親子関係における男性優先規定の改正	○ 女性情報誌「あきたの女性」創刊
1990年 (平成2年)	○ 国際経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ○ 第77回ILO総会(ジュネーブ)で「夜業に関する条約(第171号)を採択	○ 農林水産省に農山村婦人対策として婦人・生活課を設置	○ 秋田県婦人問題懇話会より提言 「男女共生社会の発展をめざす秋田の女性'21」
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○「育児休業法」公布(H4施行)	○ 秋田県女性行政推進計画 「あきた女と男のハーモニープラン」を策定(計画年次:H4～H12)

年	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1992年 （平成4年）		○「新しい農山漁村の女性―2001年に向けて―（農山漁村女性に関する中長期ビジョン」策定 ○ 初の婦人問題担当大臣設置 （河野洋平内閣官房長官）	○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 女性の国内交流・研修（女性の人材養成事業）実施（～H12） ○ 秋田県女性政策懇話会より提言「県の委員会・審議会等における女性委員の登用促進について」
1993年 （平成5年）	○ 世界人権会議（ウィーン）で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択 ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択 （国連総会）	○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート労働法）」公布 （一部はH6施行） ○ 地方交付税の基準財政需要額に「男女均等対策費」を算入	○ 青少年女性課に改称 ○「秋田県の委員会・審議会等への女性委員の登用促進要綱」制定 ○ 女性委員の登用推進会議設置 （庁内部局次長で構成） ○ 女性政策推進地域会議開催 ○ 男女の共同参画でつくる社会推進地域トーク開催（～H8）
1994年 （平成6年）	○ 第81回ILO総会で「パートタイム労働に関する条約（第175号）」採択 ○ 国際人口・開発会議（カイロ）で「カイロ宣言及び行動計画」を採択	○ 男女共同参画審議会設置 ○ 総理府男女共同参画室設置（婦人問題担当室の改組） ○ 男女共同参画推進本部設置（婦人問題企画推進本部の改組）	○ 女性の人材リスト作成 登録者134人（2月） ○ 男女共同参画型社会を考えるセミナー開催 ○ 高校家庭科男女必修の実施
1995年 （平成7年）	○ 社会開発サミット開催（コペンハーゲン） ○ 第4回国連世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」の採択	○ 育児休業給付制度施行 ○「育児休業法」の一部改正 介護休業制度の法制化 ○「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（ILO第156号条約）批准	○ 第4回世界女性会議の女性NGOフォーラム参加研修実施
1996年 （平成8年）		○ 男女共同参画ビジョン・21世紀の新たな価値の創造」答申（男女共同参画審議会） ○ 男女共同参画の形成の促進に関する新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」	○ 国の事業助成による「男女共同参画社会の実現に向けての活動支援会議」開催（横手市） ○ 女性団体・グループ等の自主登録による「ハーモニーネット」登録開始
1997年 （平成9年）		○「男女共同参画審議会設置法」公布 ○「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」改正（一部を除きH11施行） ○ 総理府が「男女共同参画白書」を発表	○ 男女の意識と生活実態調査実施
1998年 （平成10年）		○「男女共同参画社会基本法（仮称）の論点整理」公表 ○「男女共同参画社会基本法について―男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり―」答申	○ ハーモニーネット交流研修会実施 ○ 女性の人材リスト更新　登録者376人 ○ 秋田県女性議会実施（～H12）
1999年 （平成11年）		○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「食料・農業・農村基本法」施行 女性の参画の促進を規定	○「あきたの女性」を「La Vita」と改称、A4版化 ○ あきた'21パートナーシッププログラム事業実施 ○ 登用率促進について、各部局に部長名で要請及び各部局ごとの目標数値設定
2000年 （平成12年）	○ 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）　「政治宣言」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	○「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申（男女共同参画審議会） ○「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」答申（男女共同参画審議会） ○「男女共同参画基本計画」策定（H13～H17）	○ 生活環境文化部県民文化政策課に男女共同参画室を設置 ○ あきたエンパワーメントサポート事業実施（～H13） ○ 女性の人材リスト更新登録者422人 ○「秋田県男女共同参画推進計画」策定（H13～H22） ○ 男女共同参画地域懇話会実施（～H13）

年	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2001年 （平成13年）		○ 男女共同参画会議設置（内閣府の設置に伴い旧審議会を改組） ○ 男女共同参画局設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」）施行（一部はH14） ○ 育児・介護休業法一部改正 看護休暇制度の努力義務化、育休等を理由とする不利益取扱いの禁止等	○ 秋田県男女共同参画センター開設（4．8） ○ 男女共同参画「あきたF・F推進員」養成事業実施 ○ あきた女性未来塾実施 ○ 男女共同参画フォーラム開催（内閣府共催）
2002年 （平成14年）	○ 第2回APEC女性問題担当大臣会合（メキシコ）大臣共同声明の採択	○ 母子健康手帳の様式改正 地域の実情や育児・出産に対する多様なニーズに対応 ○「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催、提言 ○ 女子差別撤廃条約実施状況報告（第5回）の提出	○ 秋田県男女共同参画推進条例施行（4月） ○ 生活環境文化部に男女共同参画課を設置 ○ 男女共同参画推進月間事業実施 ○ 北部及び南部男女共同参画センター開設（7月） ○ 秋田県及び地域ハーモニー懇話会設置 ○ 男女共同参画社会推進子どもサロン開設事業実施 ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 男女共同参画グローバル政策対話秋田会議開催（内閣府共催）
2003年 （平成15年）		○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行（7月） H27までの時限立法 ○「児童福祉法の一部を改正する法律」（7月公布、H17．4施行） 市町村の子育て支援対策の実施を明記	○ 男女共同参画シンボルマーク決定 ○ 広報・出版物ガイドブック作成 ○「男女共同参画推進員」を全課所に配置 ○ 男女共同参画テーマソング決定 ○ 男女共同参画海外セミナー実施 ○ 男女共同参画教育資料「みんなイキイキ」（小学5年用）作成
2004年 （平成16年）		○「DV防止法」改正	○ 男女共同参画活動拠点施設開設（6カ所） ○ 男女共同参画統括推進員制度導入 ○ 男女共同参画海外セミナー実施 ○ 男女共同参画・子育て支援共同シンポジウム ○ 女性チャレンジ支援事業（政策・起業・若者チャレンジセミナー） ○ あきたF・F推進員養成事業終了（H13～16） ○ DV予防高校生セミナー実施
2005年 （平成17年）	○ 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）	○「第2次男女共同参画基本計画」策定（H18～H22）	○ 男女共同参画活動拠点施設開設（4カ所） ○ ネットワークで参画パワーアップ事業実施 ○ 男女共同参画イキイキ職場支援事業実施 ○ 男だって家事・育児大作戦事業実施 ○ 女性に対する暴力防止対策事業実施 ○ あきた女性チャレンジサポート事業実施 ○「あきた女性チャレンジサイト」開設 ○ 男女共同参画海外セミナー実施 ○「新秋田県男女共同参画推進計画（第2次）」策定（H18～H22）
2006年 （平成18年）		○「男女雇用機会均等法」改正	○ 新秋田県男女共同参画推進計画施行 ○ 男女共同参画職場づくり事業実施 ○ 北東北男女共同参画連携事業実施 ○ あきた女性政経ゼミナール実施 ○ あきたF・F推進員のステップアップ研修（F・F推進員の更新、新規養成）

年	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2007年 （平成19年）		○「DV防止法」改正 ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ○ 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置	○ 全市町村における男女共同参画計画の策定達成 ○ 市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム ○ ワーク・ライフ・バランス推進事業 ○ 女子生徒理工系チャレンジ支援事業 ○ 男女の意識と生活実態調査実施
2008年 （平成20年）		○「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ○ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	○ 男女イキイキ職場知事表彰（5社） ○ 男女イキイキ職場宣言事業所取組事例集作成
2009年 （平成21年）	○ 第6回報告書に対して国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される	○ 次世代育成支援対策推進法の改正（4月施行） ○ 育児・介護休業法改正（H22施行）	○ ふるさと秋田元気創造プラン策定（H22～H25） ○ がんばる女性応援セミナー開催 ○ 女性研究者支援事業
2010年 （平成22年）		○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（6月） ○「第3次男女共同参画基本計画」策定（H23～H27）	○「 第3次秋田県男女共同参画推進計画」策定（H23～H27） ○ 秋田県仕事と育児・家庭の両立支援奨励金事業実施
2011年 （平成23年）	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足		○ 男女共同参画副読本「みんなイキイキ」発行 ○ ハーモニー相談室機能強化事業 ○ 地域を変える男女共同参画実践力アップ事業
2012年 （平成24年）	○ 第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	○「秋田の元気は女性から」発信事業 ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 地域の若者育成支援事業
2013年 （平成25年）		○「DV防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正	○ 第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定（H26～H29） ○ イキイキ男性変身サポート事業
2014年 （平成26年）		○ 内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置（10月） ○ 内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」設置 ○「女性が輝く先進企業表彰」創設	○ 男女が働きやすい職場環境づくり事業 ○ 男女共同参画架け橋事業 ○ 学生のための男女共同参画事業
2015年 （平成27年）	○ 第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋20」世界閣僚会合）	○「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立（9月施行） ○「第4次男女共同参画基本計画」策定（H28～H32）	○「女性が輝く先進企業表彰」内閣総理大臣表彰を(株)北都銀行が受賞 ○ あきた未来総合戦略策定（H27～H31） ○「あきた女性の活躍推進会議」設置 ○「秋田県女性の活躍推進本部」設置 ○「第4次秋田県男女共同参画推進計画」策定（H28～H32）

○第３次秋田県男女共同参画推進計画の数値目標の達成状況

推進の柱１　男女が認めあい思いやる関係を築いていこう						
No	指　標	単位	目標値	２６年度		備考
				実績値	達成率	
1	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	60.2	53.2	88.4%	H27:59.6%（県民意識調査）
2	男女賃金格差	%	*1	74.3	－	
3	男女共同参画副読本の活用率	%	85.0	77.7	91.4%	
4	ＤＶ予防教育の実施校数	校	32	36	112.5%	

*1：「男女賃金格差」は目標設定が困難であるが、現状値と比べより解消を目指す。

推進の柱２　政策・方針は男女が共に決めていこう						
No	指　標	単位	目標値	２６年度		備考
				実績値	達成率	
5	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	92.0	92.3	100.3%	
6	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	72.0	72.3	100.4%	
7	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	40.0	28.8	72.0%	
8	県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	10.0	3.9	39.0%	H27:5.1%
9	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	20.0	15.2	76.0%	
10	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	30.0	23.4	78.0%	
11	市町村の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	20.0	11.7	58.5%	H27:12.7%
12	事業所における女性管理職(係長相当職以上)の割合	%	*2	5.2	－	
13	女性の農業委員割合	%	10.0	7.8	78.0%	
14	女性の総代比率５％達成ＪＡ数	ＪＡ	13	11.0	84.6%	

*2：「事業所における女性管理職の割合」は目標設定が困難であるが、現状値と比べより向上を目指す。

推進の柱３　仕事も家事も男女が共に取り組んでいこう						
No	指　標	単位	目標値	２６年度		備考
				実績値	達成率	
15	従業員数１００人以下の事業所等における一般事業主行動計画策定件数	件	285	647	227.0%	
16	男女イキイキ職場宣言事業所数	件	210	219	104.3%	
17	年次有給休暇取得率	%	*3	46.0	－	
18	男性の育児休業取得率	%	7.0	3.4	48.6%	
19	地域子育て支援センター・つどいの広場設置市町村数（旧市町村）	旧市町村	65	58	89.2%	
20	放課後児童クラブの設置率	%	82.0	75.2	91.7%	
21	特別保育事業実施率	%	100.0	100.0	100.0%	
22	家族経営協定締結数	戸	700	675	96.4%	
23	女性の農業士認定者数	人	246	226	91.9%	
24	農林水産業における女性起業販売額	億円	57	58	101.8%	
25	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合（６５歳以上）	%	34.8	41.6	119.5%	H27:52.9%（県民意識調査:70歳以上）

推進の柱３　仕事も家事も男女が共に取り組んでいこう						
No	指　標	単位	目標値	２６年度		備考
				実績値	達成率	
26	乳がん検診受診率	%	50.0以上	22.6 (25年度)	45.2% (25年度)	
27	子宮がん検診受診率	%	50.0以上	22.7 (25年度)	45.4% (25年度)	
28	妊婦健康診査受診率（初回健康診査受診率）	%	100	97.6	97.6%	
29	不妊とこころの相談センター相談者数	人	210	108	51.4%	

*3：「年次有給休暇取得率」は目標設定が困難であるが、現状値と比べより向上を目指す。

推進の柱４　男女共同参画は県民主体で進めていこう						
No	指　標	単位	目標値	２６年度		備考
				実績値	達成率	
30	過去１年間に仕事以外の社会活動などに参加した人の割合	%	50.0	46.4	92.8%	
31	市町村計画策定率	%	100	100	100.0%	
32	男女共同参画センターの利用登録団体の数	団体	460	438	95.2%	

○関連する県の計画等

第２期ふるさと秋田元気創造プラン

趣　　旨	県政の運営指針
計画期間	平成２６年度～２９年度
関連指標	・ファミリー・サポート・センターの提供会員登録数 ・農林水産業における女性起業（販売額500万円以上の直売組織）１組織あたりの販売額 ・乳がん検診受診率 ・子宮がん検診受診率

あきた未来総合戦略

趣　　旨	県の総合戦略
計画期間	平成２７年度～３１年度
関連指標	・女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数 ・男女イキイキ職場宣言事業所数 ・認定こども園数 ・子育て世代包括支援センター設置数 ・不妊とこころの相談センター相談者数 ・地域課題解決のための協働実践件数

秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第４期基本計画

趣　　旨	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画
計画期間	平成２７年度～３１年度
関連指標	―

第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画

趣　　旨	犯罪被害者等施策推進の基本指針
計画期間	平成２３年度～２７年度
関連指標	―

第２期すこやかあきた夢っ子プラン

趣　　旨	子ども・子育て支援に関する基本計画
計画期間	平成２７年度～３１年度
関連指標	・放課後児童クラブの設置率

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

〒010-8570　秋田市山王四丁目1番1号
TEL　０１８－８６０－１５５５
FAX　０１８－８６０－３８９５
E-mail　persons@pref.akita.lg.jp

男女共同参画シンボルマーク

男女の人形（ひとがた）のシルエットが輪になって仲良く、かつ躍動感あふれる様子で回っていることにより、男女が社会の対等な構成員であることと、男女共同参画により「元気な秋田県」を目指して伸びていこうとするイメージを表現しています。